

令和3年10月11日

登録美術品の登録について

「美術品の美術館における公開の促進に関する法律」に基づき、3件の美術品が登録美術品として登録されましたので、お知らせします。

詳しくは、別添1「今回の登録美術品について」を御覧ください。
なお、今回登録される3件の美術品は、東京国立博物館において公開される予定です。

○登録美術品制度について（詳細は別添2）

本制度は、「美術品の美術館における公開の促進に関する法律」に基づくものであり、個人や法人が所有する優れた美術品を文化庁長官が登録美術品として登録し、美術館で積極的に公開することにより国民の美術品を鑑賞する機会を拡大することを目的としています。

所有者には、登録された美術品について、美術館で安全かつ適切な保管がなされることや、美術品による相続税の物納が容易になることなどの利点があります。今回の新規登録を含めて87件（9,241点）の美術品が登録されています。

<担当> 文化庁企画調整課

課長	平山 直子
課長補佐	三浦 牧人
美術品補償調査官	松本 純子
事業係長	鳥生 浩司

電話：03-5253-4111（代表）
03-6734-3104（直通）

今回の登録美術品について

1 所有者： 下記①, ②, ③とも個人

2 登録日： 令和3年10月7日

3 公開美術館（予定）：

下記①, ②, ③とも 東京国立博物館（東京都台東区）

※公開のスケジュールは博物館において決定されます。

4 登録美術品の概要：

	登録番号	美術品の名称	種類	製作時期	員数
①	85	せいじうきぼたんもんこうろ 青磁浮牡丹文香炉	工芸品	南宋～元時代 (13～14世紀)	1口
②	86	ごすあかえぼたんそうりゅうもんおおざら 呉州赤絵牡丹双龍文大皿	工芸品	明時代(17世紀)	1枚
③	87	あおごすじんぶつずはち 青呉州人物図鉢	工芸品	明時代(17世紀)	1口

【登録番号 85】

作品名： 青磁浮牡丹文香炉

員数： 1口

法量・形状等： 高15.4cm， 口径20.5cm， 陶製

制作時期： 南宋～元時代（13～14世紀）

制作者： 不明

説明：

本作品は中国浙江省龍泉窯で製作された、筒形・三足脚の青磁香炉である。龍泉窯青磁は、南宋から元時代にかけて、東南アジアや西アジア、アフリカ等極めて広い地域に輸出され、日本でも中世期に盛んに輸入された。優れた伝世品のほか、列島全域で出土品としても数多く確認されている。

本作は、粉青色の青磁釉が施され、鮮やかな青緑色を示す。胴部上下には文様帯を設け、「浮牡丹」と呼ばれる牡丹唐草の貼花文が施されている。底部 畳付きは露胎，三足は共に総釉である。

本作は古くは寺院で香炉として用いられていたと推測されるが、塗蓋が付けられ、茶の湯の水指としても使用されていた。

類似した筒形の青磁香炉は足利・饗阿寺等にも所蔵されているが、浮牡丹の大型の香炉は珍しく、型抜きで丁寧に作られた牡丹の花や葉の意匠，さらには釉調の美しさなど，本作は優れた作行きを示す。龍泉窯浮牡丹手の 砧青磁の名品であり，美術的価値は高い。

<写真>



【登録番号 86】

作品名： ごすあかえぼたんそうりゆうもんおおざら 呉州赤絵牡丹双龍文大皿

員数： 1枚

法量・形状等： 口径39.4cm, 高9.3cm, 底径19.7cm, 陶製

制作時期： 明時代（17世紀）

制作者： 不明

説明：

本作品は、中国福建省南部の漳州窯で製作された呉州赤絵の大皿である。

鏝のついたやや深めの大皿で、底部は露胎で畳付きに砂が付着している。見込み中央円圈内には、牡丹を配し、その外周に火炎宝珠と双龍文、更にその外側に牡丹、菊の花卉文と樓閣山水や帆船と思われる文様を交互に描く。鮮やかな赤を主体に、青・緑の絵の具と黒い描線でのびやかに施された絵付けは呉州赤絵の特徴をよく示す。

呉州赤絵は、明時代に中国福建省南部の漳州窯で製作され、東南アジアやヨーロッパ、日本等にむけて盛んに輸出された。欧米では広東省北部の汕頭から積みだされたと考えられたことから「スワトウ・ウェア」と呼ばれた。日本では、16世紀末以降呉州手の輸入が増加し、江戸時代以降、その素朴さや闊達で力強い絵付け等が茶人に好まれ、茶道具として珍重されている。また、尾形乾山や奥田穎川等にも影響を与え、有田や京都では盛んに写しも作られた。日本陶磁に与えた影響は大きい。

本作は、類品の中でも優れた出来栄を示し、呉州赤絵の典型的な作品として価値がある。

<写真>



【登録番号 87】

作品名： あおごすじんぶつずはち 青呉州人物図鉢

員数： 1枚

法量・形状等： 口径24.5cm, 高12.8cm, 底径9.6cm, 陶製

制作時期： 明時代（17世紀）

制作者： 不明

説明：

本作品は、中国福建省南部の漳州窯で明時代に製作された青呉州（呉州青絵）の鉢である。あおごす 呉州手はその文様に用いられた上絵具の違ごすあおえいによって赤呉州（呉州赤絵）、青呉州、白呉州、柿呉州等と呼び分けられるが、本作は青の上絵具を主体に文様が描かれた青呉州である。

見込み円圏内には獅子を描き、内面口縁部には、赤の圏線の間ろうかくさんすいに、楼閣山水や人物図を帯状に配している。外面口縁部と裾にも赤の圏線が引かれ、その間に元曲等の芝居を題材としたと思われる人物図が描かれる。琵琶と佩刀をかつぐ侍者を従える文官に、尖帽せいぼうに髯の男が肩をいからせ語り掛ける場面や、有冠着袍で笏をもつ貴人と拔刀する武人が香炉を挟んで相対する場面が芭蕉や太湖石等とともに描かれる。これらの図様の輪郭線は黒の細線で謹厳に描かれ、青一色で賦彩する。畳付きは釉をふき取り、露胎とする。

なお本作は、茶の湯の茶懐石の取り鉢などに用いられたほか、中村宗哲の塗蓋をつけ、水指としても用いられた。また、『陶磁大系45 呉須赤絵 南京赤絵』でも紹介されている。

本作は、類品の少ない青呉州の中でも、芝居絵の趣向を表情豊かに、かつ精緻に現した優品であり、美術的価値が高い。

<写真>



制度発足の経緯

近年、我が国において美術に対する人々の関心が高まり、美術館が増加するとともに、美術館を訪れる人数も増加している。一方、国内には優れた美術品が数多く存在すると思われるが、それらがすべて美術館において一般公開されているわけではなく、必ずしも十分に活用されないままになっていると思われる。

このような状況を踏まえ、国民の優れた美術品を鑑賞する機会の拡大を目的として、平成10年6月に「美術品の美術館における公開の促進に関する法律」が公布され、同年12月の施行により登録美術品制度が発足した。これまでに87件（9,241点）の美術品が登録された。（令和3年10月現在）

なお、登録美術品制度の特例措置である相続税について、平成18年に初めて登録美術品で物納がなされた。また、平成24年にも2例目となる物納が行われている。登録美術品であった作品は物納後、引き続き契約美術館において公開され、活用が図られている。

制度概要

優れた美術品（※1）を文化庁長官が登録し、美術館（※2）において公開することにより、国民の優れた美術品を鑑賞する機会の拡大を促進する。

(1) 美術品の登録

美術品の所有者からの登録の申請に基づき、文化庁長官が有識者の意見を聴取した上で登録の可否を決定。

(2) 登録基準

「重要文化財に指定されたもの」若しくは、「世界文化の見地から歴史上、芸術上又は学術上特に優れた価値を有するもの」のいずれかに該当するもの。後者については、「我が国の国立美術館・博物館のコレクションの主要な部分を構成しうる価値を有する」作品。

(3) 登録美術品公開契約の締結

所有者は、登録美術品を公開する美術館と「登録美術品公開契約」を締結。契約は5年以上にわたって有効であること及び一方的に解約できないこと等を規定。（寄託よりも安定した公開が可能）

(4) 相続税の物納の特例措置

相続税を納付する際、登録美術品による物納を希望する場合は、物納が認められる優先順位が、一般の美術品の第3位から国債や不動産と同等の第1位となり、物納が容易となる。

（※1） 絵画、彫刻、工芸品のほか書籍、典籍、古文書などの文字資料、考古資料、歴史資料など

（※2） 博物館法で規定する登録博物館及び博物館相当施設のうち美術品の公開及び保管を行うもの

登録美術品の利点

(1) 所有者の利点

①美術品を「美術品のプロ」である美術館に任せられ、手元に置いておくより安心

美術品所有者はこの登録美術品制度により、登録美術品を契約美術館において専門家の手により安全かつ適切に保管、管理してもらうことができる。

②相続税の物納の特例措置

登録美術品の所有者が個人の場合は、相続が発生した場合、相続税について、登録美術品で物納しやすくなる。

相続税法上、相続税を金銭で納付することが困難な場合、金銭以外の相続財産で相続税を納付できるものとされているが、その際の優先順位は、

第1順位 国債及び地方債又は不動産及び船舶及び上場株式等

第2順位 非上場株式等

第3順位 動産

であり、一般の美術品は第3順位の動産に含まれる。しかし、登録美術品を相続した場合には、一般の美術品とは異なり、物納の優先順位が国債や不動産等と同等の第1順位となり、登録美術品で物納することが容易となる。

(2) 契約美術館の利点

①安定した公開が可能

公開契約は、5年以上有効でありまた当事者が一方的に解約の申入れをすることができないことから、一定期間所蔵品と同様に安定かつ計画的に管理、保管をすることができる。この点で、通常の寄託契約と大きく異なっている。

②登録美術品が物納された後も継続して公開が可能

登録美術品が物納された後は、国は契約美術館に優先的かつ継続して無償貸与する予定なので、所蔵品と同様に継続して公開することが可能。

登録美術品公開までの流れ

美術品所有者が美術館へ相談（公開について、あらかじめ美術館の同意が必要）



美術品所有者から文化庁に申請（美術館の協力を得て申請書作成）



文化庁の審査（文化庁長官が、美術品に関し広くかつ高い見識を有する者の意見を参考に、登録の可否を決定）



登録の可否を申請者に通知



登録美術品所有者と美術館で公開契約の締結（登録通知を受けた日から3か月以内）



登録美術品の公開（国民の美術品を鑑賞する機会の充実）

●文化庁ホームページ 登録美術品制度の御案内

http://www.bunka.go.jp/seisaku/bijutsukan_hakubutsukan/torokubijutsuseido/